

令和6年度 大崎町立野方小学校いじめ防止基本方針

家庭・地域との連携
 ・学校運営協議会
 ・野方小学校 PTA
 ・野方校区公民館青少年育成会議
 ・校区民生委員連絡会
 ・野方子ども会
 ・野方小スポーツ少年団
 ・大崎中学校 等

【学校教育目標】
 ふるさと野方に誇りをもち、自ら学び、心豊かでたくましい子供を育成する。～自己肯定感を高める教育の推進～

関係機関との連携
 (関係機関名と電話番号)

《連絡会》
 ◎ いじめをしない
 ◎ いじめを許さない
 ◎ お互いの人権を尊重する

大隅児童相談所
 Tel 099-443-7011

かごしま教育ホットライン24
 Tel 0120-783574
 0120-0-78310
 099-294-2200

県総合教育センター
 教育相談課

Tel 099-294-2200
 特別支援教育研修課

Tel 099-294-2820

PTA すくすくライン

Tel 099-251-0309

少年サポートセンター

県警察本部ヤングテレホン

Tel 099-252-7867

精神保健福祉協会
 こころの電話

Tel 099-228-9566
 099-228-9567

野方駐在所

Tel 099-478-2411

鹿児島地方法務局

Tel 099-259-0680

いじめの重大事態への対処

○教育委員会への報告と連携
 ○被害の子供に対する複数の教員による保護や情報共有の徹底
 ○被害の子供への緊急避難措置の検討、実施
 ○加害の子供への懲戒や出席停止の検討
 ○警察への相談・通報や教育相談所等との連絡
 ○いじめ対策緊急保護者会の開催

いじめの早期対応へのフローチャート

いじめの発見
 日常の観察・アンケート・教育相談・保護者や児童の訴え等の情報

↓

情報を得た教職員

↓

担任・生徒指導主任

↓

校長・教頭

↓

連絡会
 いじめ防止対策連絡会

↓

報告・共通理解
 (全職員)

↓

調査班編制
 調査報告・事実関係の把握

↓

指導方針の決定・支援体制の編成

↓

対応班編制
 子供への指導・支援、保護者との連携

↓

解消

↓

継続指導・経過観察

*適宜、町教委への報告・支援

再発防止・未然防止活動

いじめの未然防止の取組
 いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
 (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 ①授業改善…基礎基本の定着を図り、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり。教科「道徳」の充実。校内研修による授業改善の推進。ペア・グループ活動など児童同志の関わり合い、認め合いを大切にしたい授業・活動
 ②居場所づくり…話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニングの充実
 (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
 ①「いじめ問題を考える週間」(年3回)…自主・自発的な活動や異学年交流の充実。自分自身の振り返りや将来の自分像、お互いを認め合う場の設定。道徳の時間の活用。
 ②児童会活動…幸せの木(嬉しかったこと)実施等
 (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
 ①道徳教育・人権教育の充実(人権教育月間との連携)
 ②読書活動の推進。朝読書の推進
 ③体験教室等の学習機会の設定。総合的な学習と絡めて体験学習や地域の人材を活用して、話を聞く。
 (4) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や連絡会で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童・保護者に対しても周知徹底を図る。
 ①児童理解・指導の研修(支援教育を含む)・人権同和教育研修
 ②生活指導便り・学年便り等による保護者への呼びかけ
 (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進し、学校評価に位置付ける。
 ①あいさつ運動の推進や親子であいさつ標語・人権標語の作成
 ②青少年健全育成会議や警察等との連携

いじめへの早期発見の取組
 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
 (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 ①授業・休み時間等の日常生活での児童の様子観察
 ②日記、個人面談等による把握
 ③教師自ら、あいさつ、声かけを行い相手の名前を使うなど一声運動の推進と道徳教育(教科「道徳」等)を充実させる。
 (2) 定期的な無記名アンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 ①児童へのいじめアンケートの実施
 ②教育相談の充実・学校評価にいじめ防止を位置付ける。
 ③気になる児童との個人面談
 (3) 連絡会を充実させ、いじめに結びつきそうな子ども同士の関係等について小さな事でも話題に出し、情報の共有化を図る。また、職員朝会・会議では、問題行動のある子だけでなく、気になる子ども達の関係等について適宜報告する。
 (4) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 ①一人の児童を多くの職員で支援
 ②スクールカウンセラーの活用
 ③学校・学年・生徒指導・保健だより等

いじめへの対応
 いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
 (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導し、いじめの「解消」は3か月を経過した後、認める。
 ①職員朝会等で直ちに情報を共有化する。
 ②事実確認を行い、関係児童とその保護者及び、学級集団へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
 ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の処置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。
 (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。